

## 欧米主要国のNPO評価システムの比較

長坂 寿久 *NAGASAKA Toshihisa*

拓殖大学国際開発学部 教授

(財)国際貿易投資研究所 客員研究員

### はじめに

本誌第57号(前回)<sup>(注1)</sup>では、オランダのNPO評価機関(団体)CBFを中心に、NPO団体の評価システム(基準)の詳細について現地調査を踏まえて報告したが、今回は欧米主要国の各NPO評価(モニタリング)機関が採用している評価システムを比較・検討する。

本報告は、評価機関の国際的なアンブレラ組織であるICFO(国際募金団体委員会)が行った調査報告書をベースにしている<sup>(注2)</sup>。その点で本報告は同調査報告書の概要を要約したものである。

企業セクターの評価機関・団体はたくさんあるが、NPOの評価機関・団体は欧米各国でもきわめて限られてい

る。日本にはまだまったく存在しないため、人々はNPOからの募金要請に対しても、それがどのような活動をしているNPOなのか、募金したお金は適正に使われているか、などについて客観的に知り得ず、支援したい気持ちはあっても募金に応じる意欲を萎えさせている。同様に、NPOの評価機関がないため、ある特定のNPOが不正を行った場合、だからNPOは問題だとNPOセクター全体が責めを負いかねない状態が作り出されてしまっている。

欧米のNPO評価機関は、募金活動の信頼性を高めることを目的に、募金を行うNPOの評価を行い、信頼に足るNPOであることを認証するシールを発行・提供している。評価を希望するNPOは評価機関の会員となり、申請により評価を行ってもらい、獲得し

た認証シールをキャンペーンに使って募金活動の信頼性を高めるのである。

日本にもできるだけ早い時期に NPO の評価機関を設立することが望ましいが、そのための情報として、ここに欧米主要国の評価団体の評価システムを紹介するものである。本稿では大まかな比較を行っているが、各論のケーススタディとしては、本誌前号のオランダの評価団体についての報告を参照していただきたい。

#### 1. ICFO と会員団体

ICFO (International Committee on

Fundraising Organizations / 募金団体国際委員会) は、各国の NPO 評価 (モニタリング) 機関の国際ネットワーク組織 (協会) である。団体としての登録は、1958 年にオランダ (アムステルダム) で行っているが、現在、事務局はドイツの評価機関である DZI (在ベルリン) に置かれている。

ICFO に参加している団体 (会員) は、10 カ国 10 団体 (英国の賛助会員 1 団体を加えると 11 団体) で、下表のとおりである。

ICFO は、チャリティには透明性が必要であり、それによって募金に対して誠実さと信頼性を確保でき、それを

##### 〔ICFO の会員リスト〕

オーストリア :	OFSE (Osterreichische Forschungsstiftung fur Entwicklungshilfe) / OIS
カナダ :	CCCC (Canadian Council of Christian Charities)
フランス :	CC (Comite de la Charte)
ドイツ :	DZI (Deutsches Zentralinstitut fur soziale Fragen)
オランダ :	CBF (Centraal Bureau Fondsenwerving)
ノルウェー :	IK (Stiftelsen Innsamlingskontrollen i Norge)
スウェーデン :	SFI (Stiftelsen for Insamlingskontroll)
スイス :	ZEWO (Zentralstelle fur Wohlfahrtsunternehmen)
英国 :	ABFO (Accrediting Bureau for Fundraising Organizations)
米国 :	ECFA (Evangelical Council for Financial Accountability)
賛助会員 :	英国 CAF (Charities Aid Foundation)

証明・促進するモニタリング・システムが国際的に必要であるとして設立された団体である。目的として次の3点をあげている。

寄付は寄付目的のために使われるという信頼感を寄付する人々に与えること

NPO 活動を支援する寄付者の活動を促進し、透明性と信頼性を促進すること

NPO の基準を策定すること

本報告の比較対象となる国・団体はこれら10カ国・10団体である。報告書名は、『Monitoring Fundraising – a Comparative Survey of ICFO Members and their Countries』で、ICFO発行である。調査を行ったのは、Ingrid-Helene Guet で、ICFOの全面的な協力を得て実施している。

前述の「NPOの基準を策定する」という点については、国際基準を策定する必要性について現在議論しており、本調査もそうした問題意識から行ったものである。

## 2. 寄付の規模

欧米主要10カ国の寄付の規模はどのようなものだろうか。ほとんどの国

で成人の半数が寄付をしている。平均寄付額は110ユーロで、オーストリア、オランダ、スイス、カナダ、ドイツ、英国(イングランドとウェールズ)はこれより高く、フランスとスウェーデンはこれより低い(注3)。

表1に示したデータは国により定義が異なるので、単純に比較はできない。募金額に影響を与える募金団体数も国により大きく異なる。ちなみに米国には募金団体が62万5,000、英国には20万、スイスは少なくとも600団体ほどである。また、調査時点も国により異なる。カナダは1999年10月～2000年9月の間の調査であり、スイスは1998年の調査、米国は1999年である。

カナダの場合、寄付者の2,200万人は15歳以上の人口の91%を意味する。カナダの寄付の形態は、78%(10人中8人)は直接的な金銭的寄付で、寄付要請によるかあるいは自分からすすんで寄付を行っている。41%の人がお店のカウンターなどに置かれているキャッシュボックスに寄付している。さらに69%の人が衣類や家庭用品類を寄付し、54%の人が食べ物(食品)も寄付しているという。

誰が寄付者かという点では、各国の

傾向はほぼ同じらしい。企業、財団、個人の3つであるが、個人がその金額においても最大の寄付者である。もちろん国によって若干の違いはあるが、典型的な寄付者像は、50歳以上の女性、中流あるいは中上流階層で、さらに宗教的背景（カトリックやプロテスタント）の強い人ほど寄付をするようである。

次にこれら寄付がどのような目的に向かって行われているのかをみたのが表2である。

全体的な傾向としては、オーストリア、オランダ、スウェーデンなどは第3世界（開発協力）に対する関心が高

く、ドイツは医療（病気・高齢者・障害者）や福祉、緊急支援、そして宗教が高いといった傾向がみられる。米国は宗教が最も高く、次いで教育である。これに対して英国は寄付先に特別の特色はなく、むしろ万遍なく広がっている。

しかし、この統計も国際的な比較としては全く整合性がとれておらず、方法も世論調査からの推定（ドイツ）などいろいろであり、国別の比較は困難である。また、統計の合計はフランス、スウェーデンでは100%となっているが、英国、米国は100%以下、その他の国では100%を超えている。

表1 欧米10カ国の寄付状況

国名	寄付者数 (100万人)	寄付者比率 (成人人口比率)	一人当たり寄付額 (年間平均額)	年間総寄付額 (100万ユーロ)
オーストリア	×	80	180	494
カナダ	22	91	182	3,514
スイス	3.4	49	240	800
フランス	20.2	50	40	×
ドイツ	25.9	37	130	×
ノルウェー	1.5-2	×	×	×
オランダ	×	76	150	1,652
スウェーデン	4	×	70	×
英国	×	30	200	11,600
米国	×	×	×	196,000

(出所) 『Monitoring Fundraising – a Comparative Survey of ICFO Members and their Countries』 ICFO, 2002

また、年によりこれらの統計は大きく変化しているようである。

表2の「その他」の部分は、国別の統計の取り方の違いをとくに表している。オーストリアの「その他」は難民17%、環境・自然11%である。カナダは宗教51%、教育4%、その他45%が100%の内訳である。フランスの「その他」45%は宗教26%、その他19%である。ドイツの「その他」58%は、教会33%、動物保護11%、その他14%である。オランダの「その他」19%は環境、自然保護、動物福祉が含まれている。英国の「その他」10%には動物、宗教が含まれる。米国の「その他」は宗教43%、教育14%等である。

### 3. 募金の認可

一般の市民に対する募金活動は、基本的にはすべての国で許可されている。ただし、全く自由な国（オーストリア、カナダの一部、ドイツ、ノルウェー、オランダ）と、登録を必要とする国（カナダの一部、フランス、スウェーデン）に分かれる。また、多くの国で、戸別訪問については規制している（スイス、フランス、ドイツ、オランダ等）。例えばオランダでは評価機関（CBF）の認証シールの発行を受けている「信頼に足る」NPOに対して自治体は戸別訪問の許可を与えている（注1）。

表2 寄付先別状況

（単位：％）

国	第3世界	病気・高齢者 障害者	福祉・社会 支援	子ども	調査	緊急支援	その他
オーストリア	46	42	×	42	×	49	28
カナダ							100
フランス	9	24	15	×	7	×	45
ドイツ	12	27	27	22	3	24	58
オランダ	43	26	19	×	×	×	19
スウェーデン	25	28	12	10	21	×	4
英国	11	11	11	11	18	11	10
米国							×

（出所）表1に同じ

カナダには募金に対する連邦規制はないが、いくつかの州や自治体が募金活動の評価（モニタリング）に関する規定をもっている。スイスでも各自治体で募金に対しては報告・認証義務をもっている。フランスも自治体への登録を求めている。ドイツはほとんどの州で募金を規定する法律がある。英国では募金をする団体は、チャリティ・コミッションにチャリティ団体として登録し、認可を受ける必要である。米国では 50 州中 38 州で登録を必要とする法律を導入している。

#### 4. 税制優遇制度

寄付・募金に対する税制優遇制度には 2 種類がある。一つは寄付を受ける募金団体への優遇制度、もう一つは寄付する個人・企業への優遇制度である。

##### (1) NPO への税制措置

各国で公益目的の NPO 法人に対する税制優遇制度 / 免税制度がある。ただし、「公益目的」の定義や優遇制度の内容は国により異なる。

- ・オーストリア：公益目的の団体は課税されない。
- ・カナダ：NPO 法人については所得

税が免除されている。また財産税、販売税・付加価値税もある程度免除される。税制優遇措置を受けるためには、税務当局に申請し審査を受ける必要がある。

- ・スイス：NPO は課税されない。
- ・フランス：NPO に対しては、商業活動や企業と競合しない限り、免税制度がある。付加価値税、所得税なども課税されない。
- ・ドイツ：公益目的の NPO に対しては、法人税、取引税、売上税、不動産税、相続税など多くの免税制度がある。3 年ごとに見直しが行われる。
- ・ノルウェー：NPO への特別の優遇措置はないが、政府補助金を受ける調査機関に対しては特定の税額控除制度がある。
- ・スウェーデン：NPO への特別の税制優遇措置はない。しかし公益目的の団体については税額減免措置があり、資本税のみ課税される。
- ・英国：チャリティ団体には資本税、売上税、固定資産税（建物）に関して税控除がある。ただし、付加価値税は免除されない。
- ・米国：NPO は内国歳入庁（IRS）に申請し、年次報告を行い、免税措置を得ることができる。

## (2) 寄付者への優遇措置

各国で寄付者に対する税制優遇措置(減免措置)が導入されている。ただし、スウェーデンにはない。また、減税の内容(上限、対象など)は国により異なる。

- ・オーストリア：「調査機関」(約200ほど)への寄付に対しのみ減税される。
- ・カナダ：1988年に新たにチャリティ・タックス・クレジット制度が導入された。チャリティ団体は寄付者の寄付に対して領収書を発行し、寄付者はその領収書をもって減免措置を申請する。優遇措置は州によって異なるが、概ね寄付額の45～55%である。また、減免申請額は課税所得の75%までである。ただし、寄付の余剰分は5年間にわたって繰り越せる。
- ・スイス：純所得の10%まで(年間寄付合計額が65.8ユーロ以上)税額控除が受けられる。
- ・フランス：年間寄付の50%を所得の6%まで控除可能。その他にも特定の優遇措置がある。
- ・ドイツ：NPOに対する寄付は、一般的には課税前所得の5%まで控除(さらに科学、教育、福祉などに対

する寄付にはプラス5%)される。繰り越し制度もある。

- ・オランダ：所得の1%の寄付(60ユーロ以上)から最高10%まで課税控除。
- ・英国：3種類の課税控除制度がある。贈与税、誓約行為(個人が3年間にわたって継続的に寄付をすると誓約する)、支払い給与からの寄付(サラリーマンが毎月定期的に寄付を行うため雇用主が源泉徴収するもの)。これらは金額に下限も上限もない。
- ・米国：法律に定められて登録されたNPOに対する寄付については、収入の50%まで控除可能。

## 5. 各国の評価(モニタリング) 団体

NPOのモニタリングを誰が行っているかという視点でみると、オーストリア、カナダ、ノルウェー、オランダでは政府が全く関与していない。フランス、ドイツ、英国、米国では政府によるNPOの評価(税務上の問題で評価)が行われている。ICFOの加盟国では、フランス、ドイツ、米国を除き、ICFO会員以外の民間評価機関はない。

(1) オーストリア

オーストリアには特段のモニタリング・システムがまだない。しかし、プロテスタントやカトリック教会は募金活動に対して基準を導入してきており、それらに参加する NPO 団体も増えてきた。また、募金マネジャー・リーグ(League of Fundraising Managers)も同様に会員団体向けの倫理綱領を導入してきた。

1996年に設立された OSI(オーストリア募金研究所)は、ICFOの基準に基づいてオーストリアの一般的な基準を作成し、2001年からは総合的なモニタリング・システムを導入した。これには政党、教会、ロビー団体、広告業界も参加している。OSIはOFSE(オーストリア開発調査財団)に附属しており、OFSEがICFOの会員となっている。

(2) カナダ

カナダの NPO 評価機関としては、ICFOの会員である CCCC 以外に CCP(Canadian Centre for Philanthropy)がある。CCPはカナダの NPO のアンブレラ組織として知られており、アカウントビリティ基準を開発してきた。しかし法令遵守面のモニターは行って

いないため、本調査で対象となる評価機関とはいえない。

CCCCは、1972年にプロテスタントの福音伝導派(エバンゲリカン)の慈善団体と牧師への倫理コード支援を目的に設立されたが、次第に厳しい法令遵守と財政的アカウントビリティ基準を促進する全国的な団体へと発展してきた。CCCCのロゴは寄付をするに足る、信頼できる団体である証明としての意味をもつようになり、CCCCの会員団体は1980年の105団体から、2001年には2,000団体に増えている。1979年にCCCCはオンタリオ州に資本金なしの法人組織として登録を行っている。

CCCCの会員には2つのレベルがある。一つは2億カナダドル以上の予算をもつ大きな団体(154団体)と、もう一つは会員からの会費で主として運営している小さい団体(1,875団体)である。評価(モニタリング)については前者の団体について行っている。

CCCCが開発した「組織のインテグリティと財政的アカウントビリティ基準」(Standard for Organizational Integrity and Financial Accountability)は NPO 団体基準として大きな影響を与えている。

### (3) スイス

スイスのモニタリング機関である ZEW0 は、1934 年に慈善団体の情報センターの役割を果たす公的機関として設立された（現在は政府とは関係なし）。目的は募金の信頼性を高め、長期的に募金額増加への支援を行うためであった。1936 年に ZEW0 は協会となり、1940 年に認証シール制度を開始して以降は、募金団体は会員となるよう義務付けられた。2001 年に ZEW0 は財団となり、現在 ZEW0 の認証シールを受けている団体は 303 団体となっている。

ZEW0 はスイスにおける主要 40 団体が行う全国的な募金活動に対し、年間のスケジュールを作成し、キャンペーン期間などについて調整を行っている。

ZEW0 は自治体やコミュニティと連携しており、ZEW0 の認証シールを取得した団体のみ自治体内での募金活動を認めているところもある。こうした ZEW0 の厳しいモニタリングと市民の信頼により、この国の募金市場はかなりクリーンでスキャンダルも極めて少ないといわれている。

### (4) フランス

政府によるモニタリング機関はな

い。ただし、必要に応じて監査を行う政府機関が 2 つある。一つは会計監査局（Cour des comptes）で、もう一つは社会審査局（Inspection generale aux affaires sociales）と訳しておく。前者は補助金をもらっている団体の監査が中心で、後者は同様に社会関係団体の審査を行うようである。この 2 局が検査する NPO 団体はせいぜい 10 団体以下といわれる。

民間の評価機関としては、ICFO の会員となっている CC だけである。ただし、現在もう一つのモニタリング団体が別のモニタリング方法による新しい証明機関の設立を準備中と伝えられる（2001 年に開始したともいう）。

CC の検査目的は、第 1 にその活動、財政、組織内部の透明性を図ることにある。主として、CC 憲章をベースに、組織的機能と無私のマネジメント、コミュニケーションの質、マネジメントの厳格性、財政的透明性、の 4 点を遵守しているかどうかを評価する。

CC は 18 の団体によって 1989 年に設立された。当初は設立メンバーのモニタリングを中心に行ってきたが、1992 年にフランスのすべての団体に開放された。評価を受けたい団体はま

ず CC 憲章 (13 項目) を遵守する誓約を行うことになる。評価手法については委員会を設置し、改善に取り組んでいる。

#### (5) ドイツ

ドイツでも政府あるいは公的機関による NPO の評価機関はない。ただし、NPO (協会、財団) に適用される税控除などの観点から、政府による手続き的あるいはルーティン的な検査が行われることはある。ドイツではほとんどの協会が各自治体裁判所の登録事務所に登録している。しかしこれら登録事務所ではシビル・コード (民法) の規定に遵守しているかどうかを書類的に見るだけである。財団も同様で、財団の目的変更の場合などに、各州の財団監督部局の規定遵守のチェックを受けるだけである。

民間評価機関としては、一つは ICFO の会員となっている DZI (ドイツ社会問題研究センター) がある。他にドイツ寄付審議会 (Deutscher Spendenrat e.V / DS) や、ドイツ・プロテスタント連合 (Deutscher Evangelische Allianz / DEA) がある。DS は 1993 年にいくつかの NPO によってロビー団体として設立されたもの

で、会員向け (35 団体) を中心に活動しており、モニタリングは行っていない。その点で本調査の対象となる評価機関とはいえない。

これに対し、DEA はプロテスタント関係協会のロビー団体として設立されたもので、会員に対してのみモニタリングを行い、「評価証明書」を発行している。DZI の対象となっていないプロテスタント系の団体がカバーされている団体といえる。評価システムは 1993 年に導入され、3 人のボランティアによる監査委員会で評価を行っており、現在 30 の宗教系団体に対して DEA 証明書が発行されている。

DZI は 1893 年にベルリンで、寄付のニーズのある人と支援したい人との間を仲介する機関として設立された。DZI の目的はドイツの「社会活動の情報・研究センター」であることで、現在は以下の 3 つを活動分野としている。

**寄付者諮問サービス** 1906 年以来のサービスで、社会 (とくに人権) 問題の慈善団体の情報を集め、寄付をしたい人に対する回答サービスを行っている。また、1992 年に DZI 認証シール制度を開始した。270 の団体が

シール取得の申請を行い、うち 90 団体が評価の結果シール発行を拒否され、143 団体（年間 7 億 5000 万ユーロ以上の募金を集める団体）が DZI シールの使用を認証されている。シールの目的は、寄付者の保護と、寄付金と政府資金の保護である。政府は NPO に対する補助金の供与にはシールの有無を参考している。

**特別図書館** 1860 年以來、社会活動のための理論と実践に関する特別図書館機能をもっている。NPO 団体を含む多くのデータが収集され、閲覧されている。  
**刊行ハウス** ベルリン周辺約 9,000 の福祉機関に関する情報誌の発行や、社会活動に関する情報誌などを発行している。

#### (6) ノルウェー

ICFO の会員である IK は民間団体である。寄付者や消費者団体に関心のある情報を提供する団体である。1848 年に設立され、92 年に再構成された。募金団体や特別の一時的募金キャンペーンも IK への登録を必要とする。

#### (7) オランダ

オランダの NPO 評価機関である CBF については、本誌前号でオランダについて報告した際に取り上げたので、本件に関心のある方は前号でお確かめください。

オランダの評価機関（CBF）には、政府は関与していない（補助金は出ている）。CBF は民間団体で、情報の提供、データや文書の収集、そして認証シールの発行を行っている（現在の認証シール制度は 1995 年に導入した）。CBF は 1925 年に設立されている。戸別訪問による募金には自治体がかかわっており、CBF の認証シールの有無が、自治体での募金活動（とくに戸別訪問）の条件となっている。現在シールは 147 団体が獲得しており、毎年 25 ~ 30 団体が新たに取得するようになっている。

#### (8) スウェーデン

スウェーデンのモニタリング機関（SFI = スウェーデン募金モニタリング財団）は民間団体で、政府関係機関ではない。設立は 1943 年。評価は SFI のモニタリング条件を受け入れた NPO（募金財団を含む）に対して行っている。評価の目標はとくに以下の

点である。

募金コストが合理的であること  
(集めた募金総額の 5% 以内、価  
額の無いものを買った場合は  
40% 以内)

募金の事務コストは受け取り総  
金額の 10% 以内。

健全なマーケティング方法で募  
金を行うこと

募金で集めたお金は団体の目的  
に沿って使われること

SFI は 1980 年に自立すべく、財団  
として設立され、創設者として、専門  
家協会連合 (SACO)、公認会計士協  
会 (FAR)、労働組合連合 (LO)、スウ  
ェーデン経団連 (SAF)、給与雇用者  
団体センター (TCO) が名を連ねた。

SFI は戦後郵便局と協定を結び、寄  
付に対して番号が 90 で始まる 6 桁の  
郵便振替口座をもてるようにし、振替  
料を無料にした。2000 年末までに、  
この 90 番の振替口座をもつ団体は  
348 に上っている。

#### (9) 英国

ICFO の会員である ABFO は、消費  
者協会やチャリティ・エイド財団の支  
援を得て評価システムを導入するため  
設立された。しかし、ABFO は英国

全体の募金チャリティ団体に受け入れ  
られているわけではない。

政府機関として英国にはチャリテ  
ィ・コミッションが知られている。イ  
ングランドとウェールズのすべてのチ  
ャリティに対して登録と規制を担当し  
ている。民間機関としては、ABFO の  
ほかには、慈善団体のベスト・プラク  
ティスを推進するための団体として、  
チャリティ募金マネジャー (Charity  
Fundraising Managers)、ボランティア  
団体執行役員協会 (Association of Chief  
Executives of Voluntary Organ-  
izations)、Charity Finance Directors  
Group (会計のグッドプラクティスと  
財政の透明性を目的)、Association of  
Charitable Foundation などの名があが  
っている。しかし、モニタリングは行  
っていない。

#### (10) 米国

米国では前出の税制優遇措置のどこ  
ろで述べたように、ほとんどの NPO  
は IRS (内国歳入庁) の Form990 に  
よる申請を求められる。しかし、IRS  
はその数の多さ故に、メディアの暴露  
が苦情が殺到することがない限り調査  
することは実態的にはない。州のモニ  
タリング機関 (司法当局事務所) も同

様で、資源（調査担当者数）が限られているため調査はよほどのことがない限りほとんど行われたい。

このように形式的には連邦政府・州政府とも NPO の調査を行うことがありうるが、実態的には行っていない。そこで実質的に NPO の評価（モニタリング）を行っているのは民間評価機関である。

民間のモニタリング団体としては、NCIB（全国チャリティ情報ビューロー / National Charities Information Bureau）と、CBBB（Council of Better Business Bureaus = ベタービジネス・ビューロー委員会）の Philanthropic Advisory Service（フィランソロピー諮問サービス）がある。これらは長年にわたって全国の NPO の評価機関となってきた。この 2 つは最近合併し、新機関 BBB Wise Giving Alliance となった。

ICFO の会員になっている ECFA は 1979 年に設立された。目的は NCIB や CBBB のモニタリング対象となつてこなかった宗教系のチャリティ団体を評価することであった。ECFA は NPO 団体のスキャンダルに目覚め、それを清浄なものにするために設立された。当初はほぼ 150 団体が加盟し

ていたが、その後シール認証制度をスタートさせ、20 年後の現在は 950 団体に増加している。

## 6. 財政基盤

NPO の財政基盤は概ね次の 3 つの形態に分かれている。

被評価機関の貢献（会費・評価料）によってすべて賄っている（カナダ CCCC、フランス CC、ノルウェー IK、スウェーデン SFI、米国 ECFA）

財団や公的補助金などによって賄っている（オランダ CBF）

財団、公的補助金、企業の社会貢献による寄付によって運営している（スイス ZEWO、ドイツ DZI）

評価機関別の財源は表 3 のとおりである。どの財源形態が評価機関の独立性を保つのによいか。ちなみに、米国、カナダ、フランス、ノルウェー、スウェーデンは被評価団体からの会費・評価料金ですべて賄われている。こうした国では、政府や企業に依存しない財源の自立性が独立性を意味するのかもしれない。他方、オランダ、ドイツでは会費・評価料のほか公的補

助金が大きなシェアを占めている。被評価団体に財源を依存し過ぎることは独立性が問題となる場合があると考えられているのかもしれない。何故なら、欧米諸国では NPO への政府補助金は、政府からの干渉を意味せず、NPO としての独立性は維持されていると考えられているからである。

なお、各団体の予算額（2001 年）の規模をみると、カナダ CCCC - 25 万 4,000 ユーロ、スイス ZEWO - 34 万 2,400 ユーロ、フランス CC - 35 万ユーロ、ドイツ DZI - 104 万ユーロ、ノルウェー IK - 10 万 600 ユーロ、オランダ CBF - 86 万ユーロ、スウェーデン SFI - 22 万 7,000 ユーロ、米国

ECFA - 147 万ユーロである。

## 7. 評価制度

### (1) 評価の実施

評価の手順（申請）は、どの国でもまず評価してもらいたい団体からの依頼により行われる。つまり、まず会員となり、そして毎年評価を受けることになる。ただし、評価の頻度については評価機関により異なる。例えばオランダ CBF の認証シールは 5 年間有効であり、5 年の間は毎年モニタリングを受け、うち 2 回は詳細な監査を受ける。スウェーデン SFI の場合は、政府、評価機関自身あるいは監査機関

表 3 評価団体による資金の源泉（2001 年）

（単位：％）

団体名	会費 / 料金(注1)	公的補助金	企業の社会貢献	その他
カナダ CCCC	100	0	0	0
スイス ZEWO	67	4	2	27
ドイツ DZI	15	68	2	15
フランス CC	100	0	0	0
ノルウェー IK	100	0	0	0
オランダ CBF	40	45(注2)	0	15
スウェーデン SFI	100	0	0	0
米国 ECFA	100	0	0	0

(注1) 被評価団体からの会費・評価料金

(注2) オランダの公的補助金は中央政府から 20%、地方自治体から 25%

(出所) 表 1 に同じ

から要請を受けて行う場合もある。

カナダ CCCC や米国 ECFA は苦情対応の一環としてもモニタリングを行うことが多い。米国 ECFA は寄付者や NPO の従業員、元従業員、政府、メディアなどからの苦情をフォローアップする仕組みをもっており、ECFA 自身のモニタリング活動とは別に行っている。

## (2) 評価の改訂

評価手法や基準については、しばしば改訂されている。評価基準委員会を設置して 8 ~ 10 年ごとに改訂しているところもある(カナダ CCCC、フランス CC)。

## (3) 評価の頻度

評価はまず最初の第 1 段階ではフルサイズ評価を行い、以後毎年行っていくことになる。定期例年評価をフルサイズで行っている機関としては、フランス CC、オーストリア OFSE、ドイツ DZI などがあり、例年評価は最初のものより項目を少なくして行っている機関もある。

オーストリア OFSE の評価頻度は年 1 回(年間収入が 4 万ユーロ以下の団体は 2 年に 1 回)。カナダ CCCC

の評価も年間ベースで、監査期間は年度末から 6 カ月間である。スイス ZEWO、ドイツ DZI、フランス CC、ノルウェー IK、オランダ CBF、スウェーデン SFI とも年 1 回である。

評価期間は年度末から最大 6 ~ 9 カ月である。特別審査は要請に基づいていつでも行っている。米国 ECFA の評価も年 1 回。追加評価は要請によりいつでも。評価期間は年度末から 7 カ月である。

他方、評価頻度については毎年行う機関と、毎年は大まかに行い、5 年に 2 度(オランダ CBF)あるいは 5 年に 1 度(カナダ CCCC)の本格評価を行う機関もある。また、苦情などに基づき必要に応じて行う機関(カナダ CCCC、ノルウェー IK、スウェーデン SFI、米国 ECFA)もある。

評価を誰が行うか(検査官)という点は、国により異なる。ボランティア、スタッフ(事務局員)、外部会計検査官、それらの組み合わせなどである。ただし、どの機関も検査官の教育水準(経済学士、法学士など)や職業経験(マネジャー等の専門経験)という点ではほぼ同じである。

(4) 評価内容

評価の内容は、財務監査、マネジメント監査、コミュニケーション・広報評価、活動評価で、機関によりそのカバー内容は異なる。具体的にオランダのケースの詳細については前号で紹介したので、参考にしていただきたい。

(5) 最終決定

最終決定前に、対象 NPO は評価について事前連絡を受け、内容について説明を受けるとともに、最終決定で否定的評価（あるいは評価拒否）あるいは改善要請が付記されている場合には、対応を行う機会が与えられる。

また、最終決定後にも、否定的評価に対して提訴する機会をつくっている機関（OFSE、ZEW0、DZI、CBF、ECFA 等）もある。さらに、いったん評価拒否や評価不可の評価を得た NPO が改善を行い、基準に達した場合の再申請については、すみやかに行える機関（CCCC、CC、IK）と 1 年後（DZI、CBF、ECFA）、2 年後（SFI）に再申請可能としている機関がある。また、再申請なし（IK）のケースもある。

これら評価結果については、どの機

関も少なくとも評価を行った団体のリストを掲載する機関誌を発行している。認証シール発行を拒否したケースのみ掲載している機関（ECFA）や、機関誌には NPO セクターの情報等を掲載しているものも多い。

8. 評価対象 NPO

オーストリア（OFSE）は規模、目標、活動分野にかかわらずどの NPO も認証シールを申請できる。カナダ（CCCC）はカナダに登録された NPO であること（登録先は連邦政府機関であるカナダ税務庁）とされ、CCCC 基準は、宗教的志向を入れた原則宣言を求めている。スイスは活動が公益に合致すること（社会、人権、文化、環境など。政治・宗教・イデオロギー関係は対象外）等、国により若干異なる。

9. 理事会の構成と要件

理事会は最低 3 ~ 5 名の規定となっているケースが多い（SFI は人数について規定なし）。また、「利害の抵触」がないことは各国共通の条件となっている。「利害の抵触」とは、その地位を利用して私益に利用しうる可能性

(利権関係)という意味である。「利害の抵触」は、カナダ、スイス、フランス、オランダ、米国で禁止している。オーストリア、ドイツ、スウェーデンにはとくに規定はない。英国も規定はないが、受け入れていない。

また、理事間の「家族関係禁止」条項を条件としている評価機関が多い(オーストリア、ノルウェー、オランダ、米国など)。理事の中に血縁関係、結婚、養子関係があってはならないという規定である。スイスでは理事が7名の場合に2名まで可、ドイツでは血縁関係者が理事をしている場合は別途、諮問機関の設置が求められる。英国では同様に独立した管財人の設置が必要となる。フランス、スウェーデンにはとくに規定はない(家族が理事でも可。ドイツ、スウェーデンにはその規定なし)。

理事会の開催規定がとくにない機関とある機関(年2回等)がある。理事会の出席理事数要件も規定されていない国が多い。

理事への給与支払は、オーストリア、カナダ、スイス、フランス、オランダ、米国では禁止しており、ノルウェー、スウェーデンでは規定はないが、実質的には無給が望ましいとしている。ド

イツ、英国では給与支払いはよしとしている。ただし、フランスCCは理事の4分の1、オランダCBFは3分の1に雇用従業員として支払ってもいいとしている。また、さらに詳細をみると、フランスでは理事長と財務担当理事は無給でなければならない。また活動にともなう正当な支出は補填されるし、フランス法では理事は活動に対する法定最低給与の4分の3まで支払い可能としている。米国ECFAも理事会出席のための支払いは不可だが、スタッフとしてなら給与の支払いは可能としている。

## 10. 評価基準

ICFOのメンバーである各国の評価機関の評価基準には共通の考え方がみられる。それは次の3点に要約できる。

団体は責任をもって管理・運営されているか、団体の活動は公開されているか、団体の募金には信頼性があるか。しかし、これらの原則に対する各国の対応は各々異なるものである。

### (1) 財務資料

年刊で財務報告書を発行しているこ

とがどの国の ICFO 会員機関でも条件となっている。会計監査報告書も同様である。これら財務報告書は誰に対してもアクセス可能であることが必要となっている。ただし、ドイツのみ財務報告書へのアクセスについての規定がない。

### (2) 募経費

募経活動にあたっての経費に上限を設けている。カナダ CCCC は 20% まで、ドイツ DZI は 35% まで、オランダ CBF は 25% までとしている。スウェーデン SFI にも規定がある。募経コストは効率的であるべきという規定をもっているのは、オーストリア OFSE、ドイツ DZI、ノルウェー IK、スウェーデン SFI、そして英 ABFO である。

### (3) 基金の使用について

募経活動の結果について提示を求めている評価機関は、オーストリア、スイス、ノルウェー、フランスなどである。基金の支出や維持について理事会の承認を必要としているのはスイス、フランス、ノルウェー、オランダ、英国などである。資産として投資する場合に、倫理的基金への投資(CSR / SRI = 企業の社会的責任投資)を規定しているところは今のところまだない。

### (4) 募金の条件

各国の評価機関は単に NPO の評価だけでなく、募経期間などの調整を行っているところもある。スイス ZEWO は募経スケジュールを調整している。オランダ CBF は戸別訪問を強くモニターしている。

スイス ZEWO、ドイツ DZI、ノルウェー IK、スウェーデン SFI、英 ABFO は募経コストが効率的であることを規定している。

## 11. NPO 評価の国際基準

NPO の評価について、ICFO メンバー間に大きな違いがあるように見えるが、同時に多くの共通点や多少の違い程度にとどまるものも多い。そして、これら評価機関の基準に従えば、認証シールがもらえ、募経活動に信頼できる NPO としてそれを使用できるし、募経のための銀行口座の設定もできるようになる。

しかし、依然として評価機関間の違いも大きな部分においてある。従って、一つの ICFO メンバーのものを他に移動できるわけでもない。しかも、ICFO に参加しているのはまだ 10 カ国に過ぎないし、ICFO の支援団体を

加えても 15 カ国に過ぎない。

しかし、他方では、募金活動は国際的になっているし、国境を超えて募金活動をしている団体も増えている。インターネットやクレジットカードによって、誰もがどこにでも寄付をすることはできる。そこで、国際的なモニタリング基準というものも必要になってきているともいえるであろう。

そこで本 ICFO レポートは、こうした国際基準として重要な分野として以下の 5 つを指定している。

メンバーシップと理事会の責任

公益目的の充足

財務、マネジメント、報告書の評価

募金の実効性

公的情報の準備

各々について、これまで述べた共通の事項を整理すると以下のとおりである。

(1) 基準 1 統治機関（理事会）の形態について

理事会は最低 5 名とする。

理事としての奉仕に対して給与（謝金）は支払われない。

理事会は独立的であり、最大関心事項に沿って活動する。

理事会の会合は定期的に開催する。

(2) 基準 2 公益目標について

対外報告書や募金資料に団体のミッションと目的を明確かつ整合的に述べること。活動は団体が述べている公益目的に沿って行われること。

(3) 基準 3 財政責任

年間の会計報告が作成され、独立の専門的検査機関によって監査されていること。

支出は活動のサイズや規模、公益機関の倫理的エトスに基づき釣り合いがとれていること。

(4) 基準 4 募金活動

募金活動は真実、明確で誤解のないように行うこと。

募金コスト（経費）は、団体の全体的経費からみて合理的な比率に制限されていること。また効率的に募金活動を行っているか、定期的に審査を行う。

(5) 基準 5 情報提供

団体の活動や実績に関する情報は定期的に作成され、人々に対して自由に提供されていること。情報は包括的かつ理解し易い形で提供されること。

説明的情報が財政面の情報理解

を助けるために提供され、適切な比較も行われること。

## 12. 結びに代えて

日本にはまだ NPO の評価機関がない。そのないことが、日本における NPO セクターの健全な成長を阻害する時が間もなく到来するであろうと思われる。

日本における評価機関の導入はまだ時期尚早という見解もある。NPO 法の導入（1998 年 12 月）が始まったばかりであり、日本の NPO はどれもまだきわめて脆弱だという理由である。日本の NPO がまだ会員数、財政基盤においてきわめて脆弱であることは事実である。

NPO の評価機関の設立について語る時、多くの人々は企業評価機関のように、一部上場企業、二部上場企業などすべてを自動的に評価する機関を想像する。従って時期尚早論が出てくる。

しかし、NPO 法が導入されたからといって、すべての任意団体が NPO 法に登録する必要はないし、実際に登録しているわけでもない。法人格をもつかどうかは、各団体が判断すればいいことである。NPO 法人格を取得す

るかどうかの選択があることが重要なのである。

同様に、評価機関の存在も、評価を受けるかどうかは各 NPO が判断すればいいのであって、強制されるわけではなく、かつ評価機関がすべての NPO を自動的に評価対象として評価し、情報提供していくわけでもない。本報告で明らかになように、申請のあった NPO について評価機関が評価を行い、適切に運営していることを証明する認証シールを発行するのである。

この認証シールが、寄付をしようとする人々にとって重要な情報となる。そして、シールを取得した NPO は、それを使って募金活動を行い、より多くの募金を獲得でき、その活動を一層活発なものにしていくことができるであろう。

各国が導入している寄付に対する税制優遇措置は、国民のボランティア精神、国民の社会参加をそれによって顕在化させようとする国家経営の一つの重要な手段である。日本の制度（システム）は、国民のボランティア精神を信頼していないし、期待もしていないことを示している。政府のみが正しいことをなし得るといふ明治体制以来の制度が依然残っているのである。少な

くとも、国民が寄付した場合に、その10%程度までは所得税から税額控除できる制度を導入すべきである。そうすれば、国民のボランティア精神は顕在化し、社会のニーズの最先端で活動しているNPOに資金が回り、日本という国はもっと人々にとって住みやすい、よりよい国になっていくであろう。

NPOセクターの成長のためには、こうした政府の政策改革のみならず、人々が安心して寄付できるための情報の提供が必要である。NPO自身が情報公開（透明性）に徹するとともに、しっかり活動しているNPOを顕彰する仕組みも必要である。それが評価機関である。

日本のNPO評価機関は、主だったNPOが集まり、赤い羽根や日本赤十字などの協力と、企業や自治体の支援

と、そして政府の公的支援によってできるだけ早い時期に設立される必要がある。そして、次第にNPOセクターが成長していくに従って、公的セクターの支援も削減されていくであろう。オランダのCBFをはじめ、欧米の評価機関もそうしてつくられてきたのである。

- (注1) 長坂寿久「NPOの評価システムについて」『季刊国際貿易と投資』、(財)国際貿易投資研究所、2004年夏号、No.57
- (注2) 『Monitoring Fundraising – a Comparative Survey of ICFO Members and their Countries』 by Ingrid-Helene Guet, ICFO, 2002
- (注3) 欧米主要国のNPOセクターの比較については、米国ジョンス・ホプキンス大学が行っているNPO研究プロジェクトがある。長坂寿久「オランダのNPOセクター」『季刊国際貿易と投資』(財)国際貿易投資研究所、2004年冬号、No.54参照。